一般社団法人 日本熱傷学会定款

第1章　総 則

(名称)

第1条　当法人は，一般社団法人日本熱傷学会（英語名 Japanese Society for Burn Injuries）と称する．

(事務所)

第2条　当法人は，主たる事務所を東京都新宿区内に置く．

(目的)

第3条　当法人は，熱傷に関する教育，研究，予防，医療の連絡提携及び促進をはかり，専門知識の増進普及に貢献することを目的とし，その目的を達成するために次の事業を行う．

1）学術集会，講演会及び講習会などの開催
2）国際熱傷学会，その他内外の関連学術団体との連絡及び提携
3）機関誌などの発行
4）熱傷専門医制度に関する事業
5）前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

(公告の方法)

第4条　当法人の公告は，電子公告の方法により行う．

2．当法人の公告は，電子公告の方法による公告をすることができない事故その他やむを得ない事情が生じた場合には，官報に掲載してする．

第2章 会員及び社員

(会員種類)

第5条　会員は，当法人の目的に賛同し，その目的に関連した診療・教育・研究もしくは事業に従事している者で，下記のいずれかに該当し，第6条に定める手続きを完了した者とする．

1）正会員　本会の目的に賛同し，所定の手続きを行った者
2）名誉会員 65歳以上の代表理事あるいは会長経験者で，理事会及び社員総会の決議を経て承認された者
3）特別会員 当法人に多大の貢献をした 65 歳以上の者で，理事会及び社員総会の決議を経て承認された者
4）賛助会員 当法人の目的，事業を賛助する上記以外の個人，任意団体または法人の代表者
5）機関会員 大学病院，厚生労働省認可の研修病院，救急病院などの機関

(入会)

第6条　当法人に入会しようとする者は，当該年度の会費を添えて所定の入会申請書類を提出し，理事会の承認を得なければならない．

(会費)

第7条　会員は，各種会員の別に応じて定款施行細則（以下，細則）に定める会費を支払わなければならない．

2．納付された会費は，理由の如何を問わず返還しない．

(会員資格の喪失)
第8条　会員は，次の理由によってその資格を喪失する．
1）退会
2）会費の滞納（2年）
3）死亡または失踪宣言もしくは団体の解散
4）除名
(退会)
第9条　　会員はいつでも退会することができ，退会しようとする者は，その旨を当法人事務所に届け出なければならない．
(除名)
第10条　　会員が次の各号のいずれかに該当するとき，総社員の半数以上であって，総社員の議決権の3分の2以上（委任状を含む）の賛成による社員総会の決議により，これを除名することができる．(第 42・43 条参照)
1）当法人の定款または規則に違反したとき
2）当法人の名誉を毀損し，または当法人の目的に反する行為をしたとき
2．前項の規定により会員を除名する場合は，理事会の議を経て当該会員に除名の決議を行う社員総会の1週間前までに通知するとともに，同社員総会において，本人が希望すれば当該会員に弁明の機会を与えなければならない．
3．除名以外の懲罰規定に関しては、別に定める。
(評議員及び社員資格の得喪に関する規定)
第11条　評議員は，細則の定めるところに従い，正会員の中から選任する．
2．評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下，一般社団・財団法人法）上の社員とする．
3．当法人の社員は,第8条ないし第 10 条に規定する当法人の会員資格の喪失事由に該当するに至った場合は，その社員たる資格も喪失する．
(会員及び社員名簿)
第12条　　当法人は，会員及び社員の氏名・住所を記載した名簿を作成し，主たる事務所に備え置くものとする．

第3章 役員

(役員)
第13条　当法人には次の役員を置く．
理事　7名以上9名以下（会長1名，次期会長1名を含む）
監事　2名
(選任)
第14条　理事及び監事は，細則に従い社員の中から社員総会の決議により選任する．
(任期)
第15条　理事及び監事の任期は，選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする．
2．補欠または増員により選任された理事の任期は，前任者または他の在任者の任期の残存期間と同一とする．
3．補欠により選任された監事の任期は，前任者の任期の残存期間と同一とする．

(代表理事)
第16条　当法人には，代表理事1名を置き，理事会の決議により選定する．
2.代表理事は，当法人を代表し，法人の業務を統括する．
(監事)
第17条 監事は，一般社団・財団法人法第99条ないし第104条の職務を行い，これを社員総会及び会員総会に報告する．
2．監事は，理事会に出席し，必要があると認めるときは，意見を述べなければならない．
(会長)
第18条 会長は，社員総会において選出し，会員総会において報告する．会長は年次の学術集会を主催する．
(役員報酬)
第19条　役員は，無報酬とする．

第4章 社員総会

(社員総会)
第20条　当法人の社員総会は，定時総会及び臨時総会とする．定時総会は毎年1回，事業年度終了後3ヵ月以内に開催し，臨時総会は必要に応じて開催する．
2．社員総会を構成する社員は，評議員に限る．
3．名誉会員及び特別会員は，社員総会に出席して意見を述べることができる．
(招集)
第21条 社員総会は，代表理事が招集する．
2．社員総会の招集は，理事会において決定する．
3．社員総会を開催するには，会日より7日前までに，開催日時，場所及び議題を記載した書面をもって，各社員に対して通知を発しなければならない．
(決議方法)
第22条 社員総会の決議は，法令に別段の定めがある場合を除き，総社員の議決権の過半数が出席し（委任状による出席も含む.），出席社員の議決権の過半数をもって決する．なお，会員の除名，定款の変更，及び当法人の解散に関してはそれぞれ，第10条，第41条，第43条の規定に従うものとする．
(議決権)
第23条 社員総会において，社員は各1個の議決権を有する．
(議長)
第24条 社員総会の議長は，代表理事がこれに当たる．
(議事録)
第25条 社員総会の議事については，議事録を作成し，これに議事の経過の要領及びその結果を記載し，議長及び議事録の作成に係る職務を行った理事がこれに記名押印しなければならない．

第5章 会議及び委員会

(会議)
第26条 当法人には，会務を議するために次の会議をおく．
1）理事会
2）社員総会
3）社員総会

(理事会)
第27条 理事会は，次の各号に従って開催する．
1) 理事会は理事及び監事によって構成される．
2) 通常理事会は毎事業年度に3回及び臨時理事会は必要に応じて代表理事が招集する．
3) 前項の通常理事会において，代表理事または代表理事以外の理事であって，理事会の決議によって理事会設置一般社団法人の業務を執行する理事と選定されたものは，自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない．
4) 代表理事以外の理事から会議の目的を示して理事会の招集請求があったとき，代表理事は，2週間以内の日を理事会の会日とする理事会の招集通知を5日以内に発しなければならない
5) 理事会を開催するには，会日より５日前までに，開催日時，場所及び議題を記載した書面をもって，各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない．
6) 理事会の議長は，代表理事とする．
7) 理事会は，現在数の過半数の理事が出席しなければ，議事を行い，決議することができない．ただし，理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において，当該提案につき理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が異議を述べた場合を除く）は，当該議案を可決する理事会の決議があったものとみなす．
8) 理事会の議事は，出席理事の過半数をもって決する．ただし，監事は議決権を有しない．
9) 理事会の議事については，法令に定めるところにより議事録を作成し，出席した代表理事及び監事は，これに署名し，または記名押印しなければならない．
(会員総会)
第28条 会員総会は，次の各号にしたがって開催する．
1) 会員総会は，正会員，名誉会員及び特別会員をもって構成される．
2) 定時総会は，毎年1回，代表理事が招集する．
3) 次に掲げる事項については，定時総会に報告しなければならない．
(1) 事業報告及び収支決算
(2) 事業計画及び収支予算
(3) その他定款に定める事項
4) 会員総会の議長は，代表理事がこれに当たる．
(委員会)
第29条 当法人には，その事業の円滑な実施をはかるため，次の各号に従って委員会を設置することができる．
1) 委員会の設置及び解散は，理事会の決議による．
2) 委員会の委員長及び委員は，代表理事が委嘱する．

第6章 地方会

(地方会)
第30条 当法人は，第3条に掲げる目的を達成するため，地方会を設立することができる．
(構成)
第31条 地方会は，原則としてその地方の当法人会員をもって組織する．
2. 地方会は，活動報告ならびに決算報告を当法人に対し行う．
(開催)
第32条 地方会は，毎年1回以上学術集会を開催するものとする．

（会則）
第33条 地方会は，第3条に則り，それぞれの会則を規定することができる．
（設立）
第34条 地方会は，その申請に基づき，理事会の決議ならびに社員総会の報告を経て設立される．

第7章 計算

（事業年度）
第35条 当法人の事業年度は，毎年4月1日から翌年3月31日までとする．
（計算書類）
第36条 代表理事は，毎事業年度，次の書類及び附属明細書を作成して，監事の監査を受けた上で，理事会の決議を経た後，定時社員総会に提出し，３の書類についてはその内容を報告し，1、2及び4の各書類については承認を求めなければならない．

1）貸借対照表
2）損益計算書（正味財産増減計算書）
3）事業報告書
4）剰余金の処分または損失の処理に関する議案

（剰余金の処分制限）
第37条 当法人は，会員その他の者に対し，剰余金の分配を行うことはできない．

第8章 基金

（基金を引き受ける者の募集）
第38条 当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる．
（基金の拠出者の権利に関する規定）
第39条 拠出された基金は，基金拠出契約に定める期日まで返還しない．
（基金の返還の手続）
第40条 基金の拠出者に返還する基金の総額については，定時社員総会における決議を経た後，理事が決定したところに従って返還する．

第9章 定款変更，合併及び解散等

（創立時の社員の氏名及び住所）
（定款変更）
第41条 この定款を変更するには，総社員の半数以上であって，総社員の議決権の3分の2以上の賛成を得た社員総会の決議によらなければならない．
（合併等）
第42条 当方人は，社員総会において，総社員の半数以上であって，総社員の議決権の3分の2以上の賛成により，他の一般社団・財団法人法上の法人との合併，事業の全部または一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる．
（解散）
第43条 当方人は，一般社団・財団法人法第 148 条第1号，第2号及び第4号ないし第7号までに規定する事由によるほか，社員総会において，総社員の半数以上であって，総社員の議決権の3分の2以上の賛成により解散することができる．

(残余財産の分配)
第44条　当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は，各社員に分配しない．
2．前項の場合，この法人の残余財産は，国または地方公共団体，この法人と類似の事業を目的とする公益社団法人または公益財団法人，あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 17 号イないしトに掲げる法人に寄付するものとする．

第 10章　附 則

(定款に記載のない事項)
第45条 この定款に記載のない事項は，すべて一般社団・財団法人法及びその他の法令によるものとする．

公証人認証日　　平成17年10月 25日
この定款は，法人設立された平成17年11月9日から施行する．
この改正定款は，平成18年8月31日から施行する．
この改正定款は，平成21年4月1日から施行する．
この改正定款は，平成21年6月3日から施行する．
この改正定款は，平成25年6月5日から施行する．ただし，第2章第5条（会員種類）は，平成26年4月1日より実施する．平成26年3月31日までは準会員を継続する．
この改正定款は，令和3年6月25日から施行する．
この改正定款は，令和6年6月12日から施行する．

一般社団法人 日本熱傷学会定款施行細則

第1章 評議員

第1条　評議員の総数は正会員数の 10%程度とし，正会員の中から選出する．
2．評議員の選出は，原則として2年に一度，定例一斉選出によって行う．
3．評議員の任期は,就任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする．
4．第2項に定める定例一斉選出以外により選出された評議員の任期は，3項の規定にかかわらず，定例一斉選出により選出されている評議員の残任期とする．
5．評議員の任期は，2年とし再任を妨げない．ただし，65歳の定時社員総会日をもって，その任を解くものとする．
6．評議員は理事会の諮問に応じて本法人の運営に関する重要事項を審議する．
第2条　　評議員になるための審査を希望する医師（以下，評議員候補者）は，原則として申請時に以下の資格を具備していなければならない．
1）引続き5年以上本学会に在籍する65歳未満の正会員であること．
2）医師免許取得後 10 年以上であること．
3）日本熱傷学会認定熱傷専門医もしくは熱傷学会認定施設などの施設長であること．しかし，医療研究者においてはその限りではない．
4）熱傷に関する十分な業績あるいは社会活動歴のあること．ただし，新規申請者については，最近5年間の業績あるいは社会活動の記録を必要とする．
5）原則として同一施設同一診療科において 2名を超えないこと．
6）正当な理由なく連続 3 年間社員総会を欠席したものは，次期の審査を受ける資格を喪失する．なお，委任状による出席は認めない．
2．評議員になるための審査を希望する医師以外は，原則として申請時に以下の資格を具備していなければならない．
1）本学会に在籍する 65 歳未満の正会員であること.
2）理事会が推薦するもの.
3）熱傷に関する十分な業績あるいは社会活動のあること．ただし，新規申請者については，最近5年間の業績あるいは社会活動の記録を必要とする．
4）一施設1名に限ること
5）正当な理由なく連続3年間社員総会を欠席したものは，次期の審査を受ける資格を喪失する．なお，委任状による出席は認めない．

第2章 評議員の選出

第3条　評議員候補者は，評議員候補者審査申請書（書式指定），評議員による推薦状（書式自由），もしくは理事会による推薦状，業績（活動歴）録及びそれを証明する別刷など（または複写）を代表理事（事務局あて）に提出しなければならない．ただし再任申請者については ，推薦状，業績録及び別刷の提出は不要とする．
2．評議員は理事会において慎重に選考し，その結果を吟味して代表理事が委嘱する．

第3章 役員選出

第4条　理事及び監事は，社員総会において評議員の中から選出し，会員総会において報告する．なお，役員候補者は当該年の定時社員総会日に 64 歳未満であるものとする．

2．役員の選出は，社員総会に出席した評議員の無記名投票によって行う．ただし，委任状による出席は票に含まない．

3．役員の選出にあたって，議長は社員総会に出席した評議員の中から2名以上の開票立会人を指名する．開票立会人は開票に立会い，その事務を監督する．

4．次の投票は，その投票のすべてを無効とする．

1）正規の投票用紙を使用しないもの
2）被選挙権者でない者の氏名を記載したもの
3）記載氏名を確認できないもの
4）同一の被選挙権者の氏名を重複して記載したもの
5）単記投票において複数の氏名を記載し，また連記投票において定められた連記以外の数の氏名を記載したもの
6）議長によって投票の終了が告げられるまでに投票されなかったもの

5．役員の選挙において，順位を決める必要がある時は開票立会人の立会う抽選によって順位を決定する．

第4章 理事の選出

第5条　　理事の総数は7名以上9名以下とする．

2．理事のうち7名は選挙理事とする．非選挙理事は2名以下とし，選挙理事でない会長及び次期会長がこれに当たる．

3．代表理事は，選挙の行われる年の2月末日までに次期の選挙の行われることを学会機関誌等を通じ公告するものとする．

4．選挙は，立候補制とし，候補者は評議員でなければならない．

5．候補者は選挙の行われる2ヵ月前より10日前までの期間に立候補の旨を書留郵便にて代表理事（事務局あて）に届出なければならない．

6．評議員は，他の評議員を理事候補者として推薦することができる．この際にはあらかじめ被推薦者の承諾を得たことを示す書面を立候補届に添えて代表理事に届け出るものとする．

7．立候補者の氏名は，投票当日の社員総会会場に掲示する．（五十音順）

8．選挙によって選出する理事数は，原則として7名とする．なお，選挙理事に欠員が生じた際に行う場合は，任期を残す理事数を7名から減じた数とする．

9．評議員が記名する数は前項に規定された数の3分の2とする（端数切上げ）．

10．投票数のもっとも多い者から順次規定した数まで当選者とする．

11．選挙理事7名に欠員を生じた場合には次点者を順次繰り上げて理事とする．次点者が不在の場合には，選挙によって選出する．この場合の理事の任期は前任者の残りの任期とする．

第5章 監事の選出

第6条　監事の総数は，2名とする．

2．監事の資格は，評議員の経験5年以上とする．

3．理事は，監事を兼ねることはできない．

4．代表理事は，選挙の行われる年の2月末日までに次期の選挙の行われることを学会機関誌等を通じ公告するものとする．
5．候補者は選挙の行われる2ヵ月前より10日前までの期間に立候補の旨を書留郵便にて代表理事（事務局あて）に届出なければならない．
6．評議員は，他の評議員を監事候補者として推薦することができる．この際にはあらかじめ被推薦者の承諾を得たことを示す書面を立候補届に添えて代表理事に届出るものとする．
7．監事の選挙は理事選挙に続いて行うものとする．
8．選挙によって選出する監事数は任期を残す監事数を2名から減じた数とする．
9．評議員が記名する数は前項に規定された数と同数とする．
10．得票数のもっとも多い者から順次規定した数までを当選者とする．
11．監事に欠員を生じたときは，前回の監事選挙における次点者を順次繰り上げて監事とする．次点者が不在の場合には，選挙によって選出する．この場合の監事の任期は前任者の残りの任期とする．

第6章 選出役員

第7条　選挙理事及び監事の任期は連続2期までの再任を認める．代表理事の任期は1期とし再任を認めない．
2．定款 15 条の社員総会終結が学術集会期間中の場合は，前役員は学術集会終了時まで協力するものとする．

第7章 会長

第8条　会長の任期は，1年とし，前年度学術集会終了時より，当年度学術集会終了時までとする．

第8章 会計

第9条 本法人の資産は，次のとおりとする．

1）会費
2）事業に伴う収入
3）資産から生じる果実
4）寄付金品
5）その他の収入

第 10 条 本法人の事業を遂行するために必要な経費は，前条の資産をもって支弁する．
第 11 条 本法人の会費は次のとおりとする．
会費
1）正会員：正会員Ａ （医師または大学教員） 年額 10,000
正会員Ｂ （Ａ会員以外） 年額 5,000円
2）機関会員 年額 10,000円
3）賛助会員 年額 50,000円以上
2．名誉会員及び特別会員は，本法人の学会費，会場費の納入を必要としない．
3．留学等の理由で会費を納入できない場合は，理事会の承認を得て，事前に納入するか，事後にその間の会費を納入することができる．ただし，その期間の会費の納入がなされない場合は，会員歴からその期間の年数を差し引くものとする．また，会費が納入されていない認定医（専門医）はその広告を行えない．

第9章 施行細則の改正

第 12 条　　本施行細則の改正は，理事会及び社員総会の議決による．

定款施行細則制定日　　平成 17年6月1 日
この定款施行細則は，法人設立された平成17年11月9 日から施行する．
この改正定款施行細則は，平成18年6月7日から施行する．
この改正定款施行細則は，平成18年8 月 31日から施行する．
この改正定款施行細則は，平成19年6月6日改定日から施行する．
この改正定款施行細則は，平成21年6月3日から施行する．
この改正定款施行細則は，平成24年 5 月30 日から施行する．
この改正定款施行細則は，平成25年6月5日から施行する．ただし，第 1 章第 2 条，第 2 章第 3 条，第 8 章第 11 条は，平成 26年 4月1 日より実施する．平成26年3月31日までは改訂前の定款施行細則を継続する．
この改正定款施行細則は，平成26年6月4日から施行する．
この改正定款施行細則は，平成28年6月1日から施行する．
この改正定款施行細則は，平成30年5月16日から施行する．
この改正定款施行細則は，令和2年9月1日から施行する．
この改正定款施行細則は，令和6年6月12日から施行する．